2025年８月27日

各　位

東京都港区港南二丁目16番１号
大東建託株式会社
代表取締役　社長執行役員　CEO　竹内　啓
（コード：1878　東証プライム・名証プレミア）

株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に伴う
第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本自己株式処分は、形式的には「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といいます。）の信託受託者から再信託を受けた再信託受託者である株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）を割当先として行われるものですが、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）に対する役務提供の対価として当社従業員並びに当社役員を兼務しない子会社役員及び従業員（以下「従業員等」といいます。）に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

記

１．処分の概要

（１）　処分期日	2025年９月17日（水）
（２）　処分する株式の種類および数	普通株式110,000株
（３）　処分価額	１株につき金15,875円
（４）　処分総額	1,746,250,000円
（５）　処分予定先	当社従業員　8,354名 57,000株 当社役員を兼務しない子会社役員　７名　9,000株 子会社従業員　6,904名　44,000株 （注１、２）
（６）　その他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

（注１）本自己株式処分の形式的な処分予定先は、株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）であります。株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を株式会社日本カストディ銀

行）とする信託契約を締結することによって設定されている信託口であります。一方、本自己株式処分は、本制度に基づいて従業員等への給付を行うために行われるものであり、当社グループに対する役務提供の対価として従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一ですので、処分予定先には従業員等を記載しております。

（注２）従業員等には、本制度に基づき、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがいまして、上記株式数は最大数であり、実際に従業員等に給付される当社株式の数は、従業員等の個人の貢献度等に応じて変動いたします。

２．処分の目的及び理由

当社は、2011 年７月４日開催の取締役会の決議に基づき、本制度を導入しております。（本制度の概要につきましては、2011 年７月４日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」及び 2011 年９月６日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

今般、当社は、本制度の継続に当たり、将来の給付に必要と見込まれる株式を本信託が取得するため、本信託に対する金銭の追加拠出（以下「追加信託」といいます。）を行うこと、並びに本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定されている信託Ｅ口に対し、第三者割当により自己株式を処分すること（本自己株式処分）を決定いたしました。なお、本自己株式処分は、形式的には株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）を割当先として行われるものですが、当社グループに対する役務提供の対価として従業員等に対して株式を割り当てる場合と実質的に同一であります。

処分数量については、「株式給付規程」に基づき信託期間中に従業員等に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2025 年３月 31 日現在の発行済株式総数 68,918,979 株に対し 0.16%（2025 年３月 31 日現在の総議決権個数 662,039 個に対する割合 0.17%（いずれも小数点第３位を四捨五入））となりますところ、当該処分数量は、「株式給付規程」に基づき、信託期間中に従業員等に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、2011 年７月４日付「株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ」に記載の本制度の目的に照らして、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

※追加信託の概要

追加信託日　　2025 年９月 17 日
追加信託金額　1,746,250,000 円
取得する株式の種類　当社普通株式
取得株式数　　110,000 株
株式の取得日　2025 年９月 17 日
株式取得方法　当社の自己株式処分（本自己株式処分）を引き受ける方法により取得

３．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値 15,875 円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額 15,875 円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近１か月間の終値平均 15,918 円（円未満切捨）に対して 99.73％を乗じた額であり、同直近３か月間の終値平均 15,766 円（円未満切捨）に対して 100.69％を乗じた額であり、さらに同直近６か月間の終値平均 15,717 円（円未満切捨）に対して 101.01％を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

４．企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25％未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以　上

この件に関するお問い合わせ先
大東建託（株）経営企画部
塩見、山本
03（6718）9068